

公務員試験

過去問攻略Vテキスト③

憲法 [第2版]

TAC公務員講座 編

体験入学用抜粋版

当教材は、体験入学用の抜粋版です。

2

法律科目で学ぶこと（法学入門）

本節では、公務員試験の法律科目を初めて学習するために、必要な基礎的知識を扱います。

1 法とは

1} ルールの一つ

世の中には、たくさんのルールが存在する。例えば、「人の物を盗^とってはいけない」「借りた金は返さなければならない」等々である。このようなルールは、無人島で一人で暮らすなら、気ままに生活できるので、不要である。

しかし、一般社会では大勢の人が暮らしている以上、他人とのトラブル（衝突・紛争）は避けられない。

そこで、トラブルを回避するために、人の行動を規制するルールが必要であり、その一つが法である。

2} 法以外のルール

社会には、法以外にも様々なルールがある。例えば、「電車の中では携帯電話で通話してはならない」というのはマナーというルールである。車内での通話は他人の迷惑になりトラブルの元となるから、そのようなルールがある。学校には校則があり、サークルにはサークルの規約がある。これらはすべて、他人とのトラブルを回避するためのルールである。

3} 法と法以外のルールとの違い

このように、ルールは数多く存在するが、法と他のルールとの違いは何か。それは、公権力による強制力を伴うかどうかという点である。例えば、マナーには強制力はない。守るかどうかは本人次第である。たとえ守らなくても、世間から白い眼で見られるくらいで強制はされない。

これに対し、法を守らないと、例えば処罰されたり、財産を差し押さえられて競売にかけられたりというように公権力によって強制されるのである。

では、なぜ法にだけ強制力があるのか。それは、国家があえて強制してでも守らせようとしたからである。すなわち、人間社会の中で特に重要とされる利益（例え

ば、人の生命や財産など)を守るため、国家はあえて法を制定するのである。

【法と法以外のルールとの違い】

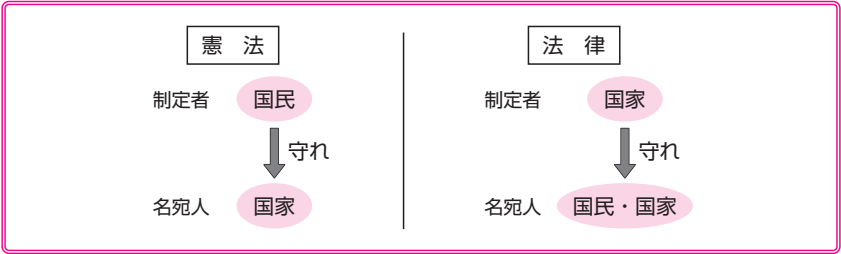
法	法以外のルール
刑法、民法、行政法等	マナー、校則、規約等
公権力による強制力がある	公権力による強制力がない

2 憲法と法律の違い

法には制定者と名宛人(法を守られる人)がいる。

憲法は、国民が国家(その担い手である公務員)に守らせる法である。国民が憲法の制定者だからである。

これに対して、**法律**は、国家が自ら守り、あるいは国民に守らせる法である。国家が法律の制定者だからである。



【憲法と法律の違い】

3 法律の種類

以下が、公務員試験に関連する憲法以外の主な法律である。

【法律の種類】

民法	財産関係と家族関係について規律している
行政法	行政の組織及び作用について規律している
刑法	犯罪と刑罰について規律している
労働法	労働関係、労使関係について規律している

4 法学とは

法学とは、条文の文言が曖昧な場合やそもそも条文がない場合に、解釈によりルールを導き出す学問(法解釈学)のことをいう。

公務員試験の法律科目で学習することは、

- ① 条文^{※1}
- ② 論点
 - ・判例^{※1}=実際に起きた事件に対する裁判所(特に最高裁判所)の判断
 - 事案=実際に起きた事件の概要
 - 判旨=判決文の要点
 - ・通説=学会で支配的な立場^{※2}

①②を整理して記憶することである。

※1 条文、判例の表記について

- ・条文の読み方…「13条 1 項4号」→「13条(じょう) 1 項(こう)4号(ごう)」
- ・判例の読み方…「最判平7.2.28」→「最高裁判所平成7年2月28日判決」
- ・条文番号、判例の年月日を覚える必要はない。

※2 学説について

一般的に論点に対しては、複数の立場(法律学者ごとの解釈)が存在する。学習の上では通説を覚えることが必須であるが、過去の出題などから通説以外の学説も併せて押さえることが必要となる場合もある。

【MEMO】

3

憲法の基本原理と重要事項

本節では、憲法の役割や構造といった憲法学の導入部分から、基本原理や重要事項を扱います。憲法を学習するための基盤となる分野です。

1 憲法の役割

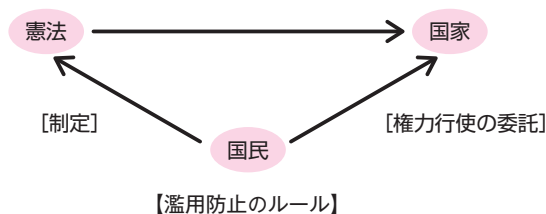
社会の平和と秩序を保ち、国民の生命や自由などの**人権**を守るためには、個々人の力を超えた権力が必要である。例えば、犯罪を取り締まる警察権、犯罪者を罰する刑罰権、国の安全を守る防衛権等が必要である。

そこで、国民は、国家に権力の行使を委託した。

しかし、国家権力は、常に濫用(悪用)の危険を伴う。

そこで、国民の権利や自由を守るため、国家権力の濫用を防止するためのルールが必要である。

憲法とは、国家は国民の権利や自由を守るためにのみ権力を行使しなければならない、と国民が国家に命じたルールである。



2 憲法の構造

憲法は、人権規定(人権保障に関する規定)と統治規定(統治機構に関する規定)で構成されている。

1 憲法の目的

第13条【個人の尊重】

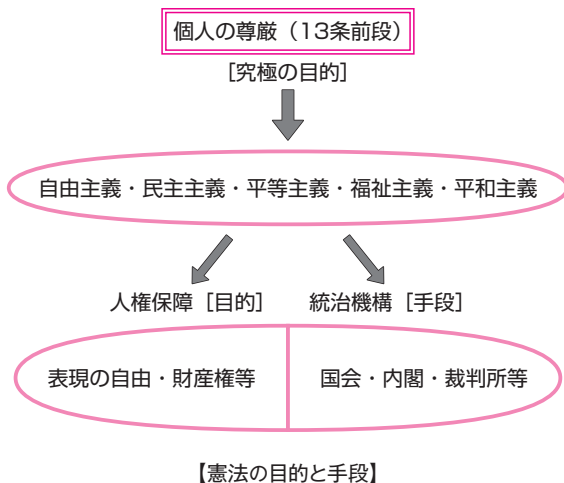
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

一人の人間の命は1つだけである。そこに人間の尊さがある。これを**個人の尊厳**といい、これを尊重することが憲法の究極の目的といってよい。憲法が13条前段で、「すべて国民は、個人として尊重される」としているのはこの趣旨である。

2 目的と手段

個人の尊厳という究極の目的を達成するためには、何をおいてもまず**国家権力の侵害から自由**でなければならない。これを権利として保障したのが**人権**である。

そして人権保障を徹底するには、国の政治のあり方(統治)も、人権保障のためになければならない。このように、**個人の尊厳のための人権と、そのための統治の仕組み**について定めたのが、**憲法**である。



憲法は、まず最高の価値として個人の尊厳を掲げ、国家により国民の自由が侵されないように**人権を保障**しなければならない(**自由主義**)。

さらに自由主義を達成するためには、国王のような専制君主が恣意的な政治を行

うのではなく、国民が自ら政治のあり方を決定していかなければならない(民主主義)。すなわち、個人の尊厳を達成するためには、自由主義が必要であり、自由主義の達成手段として民主主義が採用されているという関係になる。

また、個人がすべて尊重され、自由であるということから、どの個人も等しく自由であるべきである(平等主義)。不平等な取扱いがなされる者は、そうでない者に比べてより自由が制限されているといえるからである。また民主主義も各人が平等でなければ、自ら政治のあり方を決めているとはいえない。

さらに、個人の尊厳を実質的に確保するためには、健康で文化的な最低限度の生活を行うことができるようにしなければならない(福祉主義)。

そして、以上のような諸主義が意味をもつのは、平和であってこそである。そこで、平和主義が導かれる。

3 自由主義

意義 国民が国家から干渉されないことに価値を認める考え方を自由主義という。

趣旨 憲法は、個人の尊厳をその目的とするのであるから、各人が自分の言いたいことを自由に表現し、自分の好きな職業に就くといったさまざまな自由がなくてはならない。国家がこのような国民の自由を侵害しないことが必要である。

自由主義は、人権保障と統治機構の以下の点に具体化されている。

【自由主義の具体化】

人権保障	国家から干渉されない権利である自由権として表れる
統治機構	国家権力を分離して、国民の人権侵害をできるだけ防止しようとする各種の制度として表れている ① 立法、行政、司法の各国家権力を分立させる(権力分立) ② 立法府内においても権力を分立させる(二院制) ③ 中央と地方の政治権力を分立させる(地方自治における団体自治)

4 民主主義

意義 国を治める者と治められる者が同じであるということ(治者と被治者の自同性)を基盤とする統治原理を民主主義という。

趣旨 治める者と治められる者が同じであれば、国民の人権を侵害する政治は行われにくい。民主主義は、自由主義という目的達成のための手段という

【MEMO】

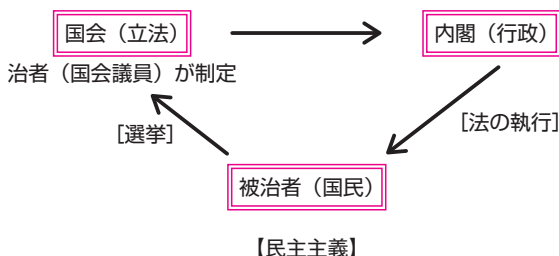
【MEMO】

ことができる。

民主主義も、人権保障と統治機構の両場面において具体化される。

【民主主義の具体化】

人権保障	自ら政治に参加する権利としての 参政権 の保障として表れる
統治機構	国民自ら政治に参加するシステムとしての 国民主権 （地方においては住民自治）という形で表れる



5 国民主権

意義 **国民主権**とは、国の政治のあり方を最終的に決定する権力または国の権力行使を正当化する権威が国民にあるという原理である。

趣旨 民主主義の統治の場面における表れが国民主権である。

1 国民主権の2つの要素

この国民主権の原理には2つの要素が含まれている。

【国民主権の要素】

①直接民主制が原則 （権力性の側面） （権力的契機）	国の政治のあり方を最終的に決定する権力を国民自身が行使するという側面である。 「国民」とは、実際に政治的意思表示のできる 有権者 を意味する。
②間接民主制が原則 （正当性の側面） （正当性の契機）	主に国民自身が主権を行使することよりもむしろ国家の権力行使を正当化する究極的な権威が国民に存するという側面である。 「国民」には、有権者に限らずすべての日本国民をもれなく含める。

2 憲法の国民主権

問題点 日本国憲法の国民主権は、直接民主制と間接民主制のどちらを採用し

ているのか。

結論

間接民主制を原則としている(前文、43条1項)。

理由

- ① 少数派も含めて国民の人権を保障する。すなわち、多数派と少数派の議論を通して、少数派の意見も国政に反映される可能性がある。
- ② 国民投票の危険がある。すなわち、実際に権力を行使する国民が、決定すべき事項の内容を十分に理解・自覚しないままに投票したり、ときには政権担当者がそれを悪用して個人的独裁の正当性を根拠付けるために利用されることにもなりかねない。

【憲法の国民主権】

【原則】 間接民主制を採用することを定めている

【例外】 直接民主主義的な制度を取り入れている

- ① 憲法改正の国民投票(96条)
- ② 最高裁判所裁判官の国民審査(79条2項、3項、4項)
- ③ 一の地方公共団体にのみ適用される特別法の住民投票(95条)

6 法治主義と法の支配

1 法治主義

意義 **法治主義**とは、伝統的には、国政が議会の定めた法律によってなされなければならないというものである。

趣旨 ヨーロッパ大陸諸国においては、議会への信頼が厚かった。そのため、国民代表からなる議会が決めた法律によらなければ、自分たち国民の権利を害されることはない、とすることによって権力の行使を民主的にコントロールし、国民の人権を保障することを目指した。ここでの議会は、万能であり、議会は何ものにも拘束されないことを前提としている。

批判 議会が人権保障に対する配慮を怠れば人権保障は実効性のないものになってしまう。そればかりか、かつてのドイツや日本のように、近代化を図るために市民革命を経ずに形式的に法治主義を導入した国においては、法律によりさえすればどのような人権侵害も可能となる。そのため、法治主義がむしろ国民の人権を侵害する事態を招くこともあった。

〈解説〉 法治主義は現憲法の下でも妥当している(29条2項等)。

2 法の支配

意義 **法の支配**とは、人ではなく正義の法によって国家権力は拘束されるという

英米法概念である。

趣旨

議会といえども正義の法に反する法律を制定することがありうることを前提とし、議会を含むあらゆる国家権力が正義の法による支配を受けなければならないとするものである。

〈解説〉 日本国憲法は、**基本的人権**を侵すことのできない永久の権利として厚く保障し(第3章、97条)、このような憲法自体を国の最高法規とし、違憲審査制度を採用して、法律といえども憲法に反することはできないとする(98条1項、81条)。まさしく日本国憲法は、憲法という正義の法による支配、つまり**法の支配**を採用しているといえる。

7 憲法の最高法規性

1 形式的最高法規性

第98条【最高法規】

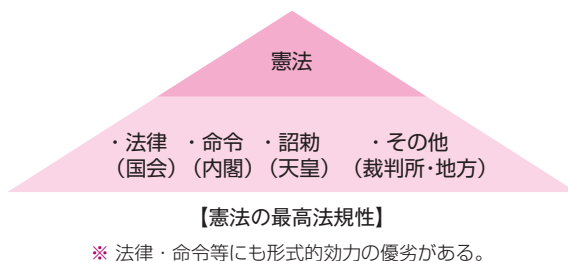
① この憲法は、国の**最高法規**であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

意義

本条は、憲法が、国の**最高法規**であつて、憲法の条文に反する法律(国会が制定)、命令(行政機関が制定)、詔勅(天皇の発する証書等)及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない(**無効**)ことを規定する。

趣旨

憲法が国内法の法体系において最も高い地位にあり、最も強い形式的効力を有することを示した。



【MEMO】

【MEMO】